

No.140 「詰め替え容器・省資源型の容器」～ A．詰め替え容器 ～
認定基準の軽微な改定について

1．改定の趣旨

本商品類型は、「A．詰め替え容器」と「B．省資源型容器」を推奨する基準であるが、今回の改定の対象は「A．詰め替え容器」についてである。

「A．詰め替え容器」に関する基準は、内容物に「液体・粒体・粉体」「その他（オフィスクリナーなど）」を想定し、「内容物の重量」に対して「容器重量」が大きくなるように、内容物 1000g あたりの容器重量に基準値を設けている。

この中で、「液体・粒体・粉体」には同じ基準値（数値）を適用しているが、基準の運用にあたっては以下の問題が生じている。

粒体などの嵩（かさ）が大きいものは、液体に比べ、内容物の重量あたりの容器重量が大きくなってしまう。

液体・粒体・粉体を同じ数値基準（重量）で評価することはわかりやすいが、一つの数値基準で扱える範囲に限界がある。（内容物の嵩が大きく重量が小さいものは、基準値を満たすことが難しい。）

「A．詰め替え容器」基準の趣旨は、本体容器を買い替えることなく、本体容器より材料使用量の少ない詰め替え容器を購入し、内容物を詰め替えることで、容器に係る材料使用量を削減することにある。よって、内容物の性質上、嵩が大きく重量が小さいものであっても、容器に係る材料使用量が削減されるのであれば、同等に評価すべきと考える。

以上より、内容物が液体・粒体・粉体であっても、同等に評価できるよう基準の改定を行うこととした。

2. 改定箇所

(下線：追記箇所、 見え消し線：削除箇所)

[基準]

A. 詰め替え容器

4 1. 環境に関する共通基準と証明方法

(1) 容器の重量は、表 1 の基準を満たしていること。

表 1 内容物に対する容器重量

内容物	容器の容量	内容物 <u>1 (あるいは 1000g)</u> あたりの容器重量
液体、粒体、粉体	詰め替え容器の容量 本体の容量	25g 以下
	詰め替え容器の容量 > 本体の容量	40g 以下
その他	-	50g 以下

【証明方法】 証明者 = 申込者

製品の容器重量 ~~：~~A (g)、内容物重量 ~~体積~~：B () および ~~内容物 1000g~~ あたりの容器重量 ($A / B \times 1000$) を付属証明書に記載すること。 なお、内容物が粒体・粉体の場合の内容物体積は、製品出荷時の嵩(かさ)[体積]を用いること。また、内容物が「その他」の場合は、体積(B)を重量(g)に置き換え、内容物 1000g あたりの容器重量 ($A / B \times 1000$) が基準値を満たすことでも良い。

[解説]

4. 認定の基準と証明方法について

4 1. 環境に関する基準と証明方法の策定の経緯

A. 資源採取段階 / A 1 (資源の消費)

～前文省略～ 基準値は製品に応じて複数設定した。例えば内容物が液体と繊維では比重が異なり、詰め替え容器に求められる強度も異なるため、「液体・粒体・粉体」と「その他」で大別している。また液体・粒体・粉体では詰め替え容器の容量が本体よりも大きいものと小さいもので基準値を分けて設定した。本体・詰め替え容器共に容量が大きいほど内容物単位重量あたりの容器重量は小さくなり、省資源といえるが、一方で大きい本体は場所によっては使用しにくいという問題点がある。そこでメーカーは本体を使い易い小さな設計とし、本体よりも容量が大きい詰め替え容器に蓋をつけることで複数回詰め替えるものを販売している。しかし詰め替え容器に蓋をつけることで容器重量が増えてしまうため、本体よりも容量が大きい詰め替え容器についてはその点を考慮した基準値を設定した。

[2008 年 8 月一部改定に伴う追記： なお、内容物が嵩(かさ)の大きい粒体などの場合、内容物の重量あたりの容器重量が大きくなり、内容物が液体の場合に比べて、基準を満たすことが難しくなる。本基準の趣旨は、本体容器を買い替えることなく、本体容器より材料使用量の少ない詰め替え容器を購入し、内容物を詰め替えることによって、容器に係る材料使用量を

削減することにある。したがって、内容物の性質上、嵩が大きく重量が小さいものであっても、容器に係る材料使用量が削減されるのであれば、同等に評価を行うこととした。具体的には、内容物が粒体・粉体の場合と、液体の場合での評価を同等にするため、基準値「内容物 100g あたりの容器重量」を「内容物 1（体積）あたりの容器重量」に改定した。この改定により、比重が 1 である液体の場合はこれまでと同様であるが、比重が 1 より小さい粒体・粉体についての扱いが補正された。」

3. 改定日： 2008 年 8 月 21 日

以上